

別表第4

配 備 体 制

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	備 考
第1非常体制	1.大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるとき又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。 ----- 2.県内に震度4の地震が発生したとき。 3.「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき。	1.庁内関係課(出先機関を含む。)においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。 2.配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。	----- 左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。 ----- 本部長：企画課長 本部員：危機管理局職員
第2非常体制	1.暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2.台風が本県を通過することが確実とされたとき。 3.河川が警戒水位に近づいたとき 4.県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 5.「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき。 6.その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき。	1.庁内関係課(出先機関を含む。)においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第3非常体制に移行し得る態勢とする。 2.配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を構ずるものとする。	----- 左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。 ----- 本部長：危機管理局長 本部員：危機管理局職員並びに関係課課員 ----- 支部長：南部総合県民局長及び土木事務所長 支部員：実施班員をあてる。
第3非常体制	災害対策本部が設置されたとき。	1.県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。 2.震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	

災害対策本部(支部)設置の動員体制

業務内容	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
動 員 区 分	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 支 部 長 副 支 部 長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
本 部 事 務 局 員 支 部 事 務 局 員 本 部 連 絡 責 任 者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
応 急 対 策 班 各 班 要 員 各 実 施 班 要 員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員勤務場所へ登庁する。		

注1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

災害対策本部設置基準

自動設置

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき

判断設置

- ・県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき
- ・「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき
- ・県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

